

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の府立学校における取扱いについて

■出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで

■外出を控えることが推奨される期間

①特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日め（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）

②5日めに症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**

上記、**①かつ②が推奨されます**。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日めとします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

■周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性が高いため、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないように配慮しましょう。発症後、10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

■日常の感染症対策

健康観察：発熱や咽頭痛、咳等の**普段とは異なる症状がある場合には、無理をせず、休養してください。**

手指衛生：外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをしてください。